

開発登録簿の調製、写しの交付	法 4 7 条
----------------	---------

- ◎ 立地基準編参考「奈良県開発登録簿閲覧規程」(P188～P190)
 適用除外編参考「奈良県開発登録簿閲覧規程」

法第 4 7 条に規定する開発登録簿の取扱いは次のとおりとする。

- 1 開発登録簿の閲覧場所、閲覧時間、閲覧手続等について
 「奈良県開発登録簿閲覧規定」に定められている。
- 2 開発登録簿の図面の調製について
 開発登録簿の図面は、計画概要書様式 A (付近見取図)、様式 B (土地利用計画図) 及び土地利用計画図とする。
 なお、土地利用計画図については、許可権者は必要に応じて申請者に開発許可時の土地利用計画図(市町村及び土木事務所の経由不要、許可申請時から修正がある場合は原図修正したもの。)を追加で求め、調製するものとする。
- 3 開発登録簿の写しの交付について
 開発登録簿の写しの交付は、調書、土地利用計画図、計画概要書様式 A (付近見取図) 及び様式 B (土地利用計画図) の写しをもって行う。
 なお、A 3 判以上の土地利用計画図の写しの交付を求められた場合は、A 3 判以下に分けて交付することとし、当該図面の一部の写しの交付についても対応する。
- 4 証明について
 開発登録簿の写しの交付に際しては「開発登録簿の写しである」ことを、県建築課長名または土木事務所長名で証明する。なお、開発登録簿の図面の一部の写しを交付する場合は、「開発登録簿の図面の一部の写しである」ことを、交付図面毎に県建築課長名または土木事務所長名で証明する。
- 5 その他
 手数料は交付枚数に応じた金額の奈良県収入証紙を開発登録簿謄本交付申請書の所定欄に張り付けることにより徴収する。なお、A 3 判以上の土地利用計画図の写しを交付する場合も、交付枚数に応じた金額を徴収する。
 開発登録簿の図面が着色されている場合は、申請者の希望によりカラーまたは白黒で複写したものを交付する。